

毎週火、金曜日発行（但
昭和四年四月十五日第三
）（翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 争議行為を行なう旨の通知
公有水面の埋立の免許
国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正
健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準の改定
- ◇公告 宅地建物取引員試験の実施

告示

鳥取県告示第百三十四号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第三十七條第二項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行

委員長 石田登から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事件 昭和三十九年春斗要求について
ベースアップについて
一律五、〇〇〇円の賃金引き上げを実施すること。
- 二 大幅増員について
(イ) 看護婦の夜勤を一カ月に一週間以内とし、深夜勤務を一組二人以上とすること。
(ロ) レントゲン室、薬局等の増員
(ハ) 有給休暇、代休等完全に取得できるようにするための増員
- 三 最低賃金制について
満十八才で一三、〇〇〇円以上とすること。
- 四 労働協約を早期締結すること。

00307

の支給基準を次のように定め、昭和三十九年四月一日から適用し、昭和三十八年五月鳥取県告示第二百三十三号（健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について）は、昭和三十九年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十九年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二郎

看護料支給基準

病 類 別	一日当たり看護料		
	看護婦	准看護婦	看護助手
コレラ、痘瘡、発疹チフス、ペスト	一、三五〇円	一、〇八〇円	
右以外の法定伝染病、赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、パラチフス、猩紅熱、シフテリア、流行性脳脊髄膜炎、日本脳炎、急性灰白髄炎、開放性結核及び結核病棟に收容された非開放性結核患者並びに精神病	一、〇八〇円	八六〇円	七六〇円
普 通 病	九〇〇円	七二〇円	六三〇円

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2 医師が療養上徹夜看護を認めた時は、一日当たり看護料の額に二割五分の額を加算することができる。

公 出

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第1条の3第1の規定により、宅地建物取引員試験を次の要領で実施するので、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条第2項の規定により公告する。

昭和39年4月17日

鳥取県知事 石 破 二郎

- 1 試験期日 昭和39年6月7日13時から15時まで
- 2 試験場所 米子市錦町 米子西高等学校
- 3 受験申込期間 昭和39年4月27日から5月9日まで
- 4 その他詳細については鳥取県土木部建築課又は倉吉土木出張所若しくは米子土木出張所に問合せいただく。

昭和四年四月十五日第三三

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町二丁目
鳥取県鳥取市粟谷町
鳥取県鳥取市印田町
鳥取県鳥取市印田町
電話 二五〇五（建設課共）